

保護者の皆様へ

「平成 31 年度就学援助の手続きに関するお知らせ」

さつま町教育委員会

< 就学援助制度とは >

生活保護世帯に準ずる世帯で、経済的理由等により就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行うことにより、義務教育を円滑に実施することを目的としています。

1 支給対象者

要保護者（生活保護受給者）又はこれに準ずる程度に生活が困窮していると認められる場合（準要保護者）で次のいずれかに該当する世帯となります。

なお、前年（平成 30 年 1 月～12 月）の所得状況により、認定されないことがあります。

また、町県民税の未申告の方は、所得状況の確認ができないので、速やかに申告をお願いします。

（1）前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

生活保護法に基づく保護の停止及び廃止

個人事業税の減免

町民税の非課税減免

固定資産税の減免

国民年金の掛金の減免

国民健康保険税の減免又は徴収の猶予

児童扶養手当の支給

生活福祉資金による貸付

（2）上記以外の方で、次のいずれかに該当する方

保護者が日雇労働を希望して職業安定所に求職の申込みをしている

保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる

学級費、PTA 会費等の学校納付金の減免を受けている方で、生活状態が悪いと認められる

保護者が病気で、収入も不安定で生活状態が悪いと認められる

2 申請方法

就学援助を希望される保護者の方は、学校から「就学援助申請書兼世帯票」を受け取られ、必要事項を記入・押印（スタンプ印不可）のうえ、平成 31 年 4 月 26 日（金）までに学校へ提出してください。

3 申請後の取り扱い

就学援助の認定の可否は、文書で各保護者へ通知します。

4 支給時期について

年 3 回、各学期末（7 月、12 月、3 月）に支給を予定しています。

裏面あり

5 支給対象品目について

区分	支給額		支給対象	対象児童生徒
	小学校	中学校		
学用品費	11,520 円 年額（上限）	22,510 円 年額（上限）	全学年	準要保護児童
通学用品費	2,250 円 年額（上限）	2,250 円 年額（上限）	第1学年を除く	準要保護児童
校外活動費 （遠足等）	1,580 円 上限額	2,290 円 上限額	交通費及び見学料の実費	準要保護児童
新入学児童 生徒学用品費	50,600 円 年額（上限）	57,400 円 年額（上限）	新1年生のみ	準要保護児童
修学旅行費	21,670 円 実費（上限）	60,300 円 実費（上限）	修学旅行参加者	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
学校給食費	24,200 円 年額（上限）	30,800 円 年額（上限）	全学年	準要保護児童
日本スポーツ 振興センター 掛金	230 円 年額（上限）	230 円 年額（上限）	全学年	準要保護児童
医療費	学校保健安全法施行令第8条に定める 疾病の治療に要した経費 （診療機関へ支給します）		トラコーマ・結膜炎，白 癬・疥癬・膿痂疹，中耳炎， 慢性副鼻腔炎・アデノイ ド，う歯，寄生虫病（虫卵 保有を含む。）	要保護児童生徒 準要保護児童生徒

学用品費，通学用品費及び学校給食費は，1年間分を3回に分けて支給します。（通学用品費は，小学校1年と中学校1年は対象外になります。）

新入学児童生徒学用品費は，新入学の年（小学校1年と中学校1年のみ）の第1回支給時（7月）に支給します。

なお，平成31年度に支給額の改正がありましたので，平成31年3月に新入学児童生徒学用品費（入学前支給）を受けた方は，平成30年度分との差額を7月に支給します。

校外活動費と修学旅行費は，参加者のみ支給上限の範囲内で実費支給します。

医療費は，夏休み前に医療券を交付し，治療にかかった費用を教育委員会から医療機関に直接支払います。

就学援助費は，原則として保護者の口座へ振り込みますが，学校給食費や学校納付金に未納がある場合は，学校長が受領することになります。

学校給食費や学校納付金を免除する制度ではありませんのでご注意ください。

7 その他

- （1） 「就学援助申請書兼世帯票」は，1世帯1枚提出してください。ただし，小学校と中学校に在学している場合は，それぞれ提出してください。
- （2） 黒のボールペンを使用してはっきりと記入してください。鉛筆やこすって消えるインクのボールペン等，書いた文字が消せる筆記用具は使用しないでください。
- （3） 就学援助申請書兼世帯票の「世帯の状況」の欄は，生計を同じくしている世帯全員を記入し，申請理由は世帯の状況がわかるように詳しく記入してください。
- （4） 平成31年1月2日以降にさつま町に転入された方については，令和元年6月1日以降に転入前の市町村の発行する世帯分の所得証明書を添付して提出してください。
- （5） 認定を受けた児童・生徒の保護者の家庭状況が好転した場合や虚偽の申請により認定を受けた場合は，年度の途中であっても認定を取り消されることがあります。

問い合わせ先 さつま町教育委員会 学校教育課 教育企画係 代表 0996-53-1111（内線2514）
